

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

				資料番号	72-4	担当課	薬務衛生課
法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	根拠条項	17	不利益処分の種類	食鳥処理衛生管理者認定講習会の登録の取消し等		
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令 (抄) (平成三年三月二十五日号外政令第五十二号) (登録の取消し等)							
第十七条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は期間を定めて登録講習会に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。							
一 第九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。							
二 第十一条から第十三条まで、第十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。							
三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。							
四 前二条の規定による命令に違反したとき。							
五 不正の手段により法第十二条第五項第四号の登録を受けたとき。							
<第九条第一号及び第三号> (欠落条項)							
第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第十二条第五項第四号の講習会の登録を受けることができない。							
一 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。							
二 第十七条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者。							
三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの。							
<第十一条から第十六条の規定> (講習会の実施義務)							
第十一条 法第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会 (以下「登録講習会」という。)の実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。							
2 登録講習会の実施者は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。							
3 登録講習会の実施者は、登録講習会の実施前に、第一項の規定により作成した計画をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。							
(変更の届出)							
第十二条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。							
(業務の休廃止)							
第十三条 登録講習会の実施者は、登録講習会に係る業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。							
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)							
第十四条 登録講習会の実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又							

は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、事業所に備えて置かなければならない。

2 登録講習会を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習会の実施者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習会の実施者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第十五条 都道府県知事は、登録講習会の実施者が法第十二条第七項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するものでなくなつたと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、同項の厚生労働省令で定めるところにより登録講習会を実施するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。